



JSDA

日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association



日本証券業協会は、日本で唯一の 認可金融商品取引業協会です。

本協会は、1973年7月に、それまで複数の地域に分かれていた証券業協会を統合した「社団法人 日本証券業協会」として設立されました。その後、1992年7月に証券取引法上の認可法人に改組され、2007年9月には金融商品取引法の施行に伴い同法第67条の2第2項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた、日本で唯一の認可金融商品取引業協会です。本協会は、協会員（会員、特別会員及び特定業務会員）をもって組織され、自主規制機関として活動しています。

自主規制とは

「自主規制」とは、投資者の保護・金融商品市場への信頼確保のため、市場関係者自らが策定した規則によって自らを律することです（自主規制業務につきましてはP.3をご覧ください。）。

本協会は、協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的としています。

3つの協会員区分と主な構成員

会 員	有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者 証券会社、投資信託を販売する会社、有価証券関連デリバティブ取引を行う会社など
特別会員	登録金融機関 銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社など
特定業務会員	第一種金融商品取引業において、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務、 第一種少額電子募集取扱業務又は商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務のみを行う会社 電子取引基盤運営業専業会社、株式投資型クラウドファンディング業務専業会社、 商品関連デリバティブ専業会社など

協 会 員 数	会 員 271社 特別会員 202機関 特定業務会員 11社 （2024年7月1日時点）
役 職 員 数	373名 （2024年7月1日時点）
代 表 者	会長 森田 敏夫



ますます重要になっていく、日本証券業協会の役割と責務

日本証券業協会は、金融資本市場の公正かつ円滑な運営、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護を目的として設立された、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣の認可を受けた唯一の団体です。

金融資本市場は、市場メカニズムによる効率的な資金配分機能に基づき、投資者の資産運用の場及び次代を担う成長産業をはじめとする企業の資金調達の場として、我が国経済において重要な役割を担っております。

このため、本協会は証券投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて我が国経済の一層の発展に貢献するよう、次の重点施策に取り組んでまいります。

1. 国民の安定的な資産形成の実現に向けた取組み

「貯蓄から投資へ」の流れをさらに大きく確かなものとするため、NISAをはじめとする資産形成支援制度の利用状況等に関する情報発信を適時適切に行うとともに、NISA制度の更なる利便性向上に向けた見直しや確定拠出年金制度の制度・事務の改善について関係各方面への働きかけ等を行います。

また、国民の金融リテラシー向上に向け、金融経済教育推進機構（J-FLEC）の運営の支援・連携に取り組む他、有価証券投資に関連した詐欺への対応として投資家向けの注意喚起やコールセンターの運営等を行います。

さらに、高齢世代の継続的な資産運用・管理や、次世代へその資産及びリテラシーを継承するための代理人取引について、引き続き検討を行います。

2. 顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性の向上

協会の「顧客本位の業務運営」の推進に取り組むとともに、コンプライアンス相談窓口の運営等を通じた協会のコンプライアンス体制整備の支援、社会課題の解決に向けた会員の人材育成の支援を行います。

また、証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化等を図るため、業界横断的な検討を行うとともに、必要以上に形式的・画一的になっている規制の緩和について働きかけを行う等、規制のスクラップアンドビルドに向けた取組みを行います。

さらに、証券取引における各種手続きのペーパレス化・デジタル化等の推進、会員におけるサイバーセキュリティ対策水準の向上支援を行います。

3. SDGsの推進等による社会との連携

SDGs達成に向けた国内外のパートナーシップの強化に取り組むとともに、証券業界における働き方改革やダイバーシティの一層

の推進を図るための情報発信やセミナー等を行います。

また、証券業界・銀行界における子ども・若者の貧困問題への取組みの機運を一層高めるため、全国銀行協会と連携し、業界横断的な取組みを検討、実施してまいります。

さらに、国民各層に、証券会社の機能や役割等の理解の促進をより一層図るため、証券会社の業務等を幅広く紹介する取組みを検討、実施してまいります。

4. 活力ある金融資本市場の機能・競争力の強化

特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）の更なる利活用に向け、J-Ships銘柄の周知活動を行うとともに、スタートアップのリスクマネー供給促進のための環境整備を行います。

また、金融イノベーションの進展への適切な対応、社債市場の拡充・多様化に向けた環境整備、国際金融センターの実現に貢献する取組みを行うとともに、本邦における更なる株式の決済期間の短縮に向けた課題について、関係機関と連携し、情報収集を行います。

5. グローバルな情報発信・連携の拡充

我が国資本市場へ投資を呼び込むため、海外向けプロモーション活動を推進します。

また、我が国におけるトランジション・ファイナンス等に係る取組みの国際資本市場への意義発信・理解促進の支援を行います。

さらに、国際資本市場におけるサステナブル・ファイナンス等の最新の取組みに係る市場関係者への情報発信・働きかけを行うとともに、海外関連機関との協力・連携強化を図ってまいります。

本協会はこれからも金融資本市場の発展と投資者がより一層信頼できる投資環境の整備・充実のために、全力を注いでまいります。



会長 森田 敏夫

日本証券業協会の 主要な業務

自主規制、金融商品市場の運営に関する業務

1 | 自主規制ルールの制定、 監査の実施、自主制裁の発動

- ① 金融商品市場の公正性を維持し、円滑な取引を可能とするため、協会員に適用される自主規制ルール（協会員及びその役職員に対する行為規制・金融商品取引・内部管理に関するルールなど）を制定しています。
- ② 協会員の内部管理態勢の整備状況や法令、自主規制ルールの遵守状況等について監査を実施するとともに、会員の経営状況等についてモニタリング調査を行っています。
- ③ 協会員及びその役職員の法令、自主規制ルールの違反等に対して、厳正な制裁を行い、再発防止に努めています。

2 | 外務員登録事務及び 資格試験・更新研修等の実施

内閣総理大臣からの委任を受けた外務員の登録に関する事務を行っているほか、外務員資格試験、金融商品取引業基礎試験、内部管理責任者資格試験、外務員資格更新研修を実施しています。

3 | 協会員の役職員向け研修等の実施

協会員の役職員における法令・諸規則等の遵守の徹底、職業倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を図ることを目的として、自主規制ルールに基づく研修をはじめとする各種研修の実施及び協会員の行う社内研修への講師派遣等の支援を行っています。

金融・証券知識の普及・啓発

金融経済教育推進機構（J-FLEC）を通じて金融リテラシーの向上及び安定的な資産形成が促進されるよう、J-FLECが行う金融経済教育活動を支援しています。

※2024年4月、官民一体となって金融経済教育を戦略的に実施するため、J-FLECが設立されました。それまで本協会において行っていた社会人及び学校向けの金融・証券教育の普及を支援する事業はJ-FLECに移管され、J-FLECにおいて主体的に展開されています。

4 | 金融商品市場の 制度整備・市場管理業務

投資者及び発行会社のニーズに応えるため、金融商品市場の制度整備を行っているほか、主要な市場管理業務等を行っています。

- ① 公社債市場の整備・拡充並びに公社債店頭売買参考統計値及び社債の取引情報の発表
- ② 証券化商品、金融派生商品市場の整備・拡充
- ③ 上場株券等の取引所金融商品市場外取引（PTS（私設取引システム）を含む）に関する制度整備及び気配・約定情報の公表並びにその他統計情報の公表
- ④ 非上場株券等（株式投資型クラウドファンディング、株主コミュニティ及び特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）等）に関する制度整備

5 | 証券取引等の相談・苦情、あっせん

顧客からの協会員の業務に関する相談・苦情に応じているほか、紛争解決の「あっせん」を行っています。なお、これらの業務については、NPO法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に委託しています。

6 | 認定個人情報保護団体の 業務の実施

「個人情報の保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体として、協会員の個人情報等の適正な取扱いを確保するための業務を行っています。

国際業務・国際交流

金融資本市場のグローバル化に対応して、証券監督者国際機構（IOSCO）、国際証券業協会会議（ICSA）等の国際的な枠組みに参加し、海外の証券関係団体等との情報交換、国際交流の促進を図るとともに、日本証券サミットの開催等による日本市場の海外へのプロモーション、アジア証券人フォーラム（ASF）の運営を通じた新興市場への技術支援、海外からの問い合わせへの対応、情報の収集、海外向け広報・情報発信などを行っています。



金融商品取引業、金融商品市場の健全な発展を推進する業務



1 | 金融商品市場に関する調査研究及び意見表明

- ① 金融商品市場や投資者に関する様々な調査研究を実施し、その結果を公表しています。
- ② 金融商品取引業及び金融商品市場に係る制度問題・税制問題等について検討を進めるとともに、政府その他関係各方面に対して意見の表明を行い、その実現を働きかけています。

2 | 統計資料等の発表

株式市場や公社債市場等に関する各種情報の収集・集計を行い、投資者及び協会員に有用な資料を提供しています。

- ① 株式市場に関する統計資料
- ② 公社債市場に関する統計資料
- ③ 金融派生商品、証券化市場に関する統計資料等
- ④ 金融商品市場及び証券業界の動向に関する統計資料等

3 | 広報事業

幅広い層に対し、証券会社や証券投資の意義・必要性の理解を促進する広報活動をはじめ、投資者及び協会員にとって重要な制度改正・新設等があった際の周知や、証券業界として重要な課題等に適切に対応するための広報活動に取り組んでいます。

4 | 関係団体等との意思の疎通及び意見の調整

協会員間あるいは関係各団体との意思の疎通及び意見の調整を図り、諸施策を推進しています。

5 | 反社会的勢力の排除に関する支援

金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するため、会員等の取組みの支援を行っています。

6 | 金融商品市場全体の事業継続に関する支援

災害等の発生時における協会員及び証券取引所等の金融商品市場における共通インフラである関係機関に係る情報の収集・提供のため、証券市場BCPWEBの管理・運営を行っています。

SDGs(持続可能な開発目標)への取組み

2015年、国際連合は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、先進国を含む国際社会全体の「持続可能な開発目標」(SDGs)として、2030年を期限とする17の目標と169のターゲットを定め、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するための取組みを進めています。また、我が国においても、SDGsを日本の未来を創る国家戦略の主軸に据え、官民挙げてオールジャパンでの取組みが進められています。

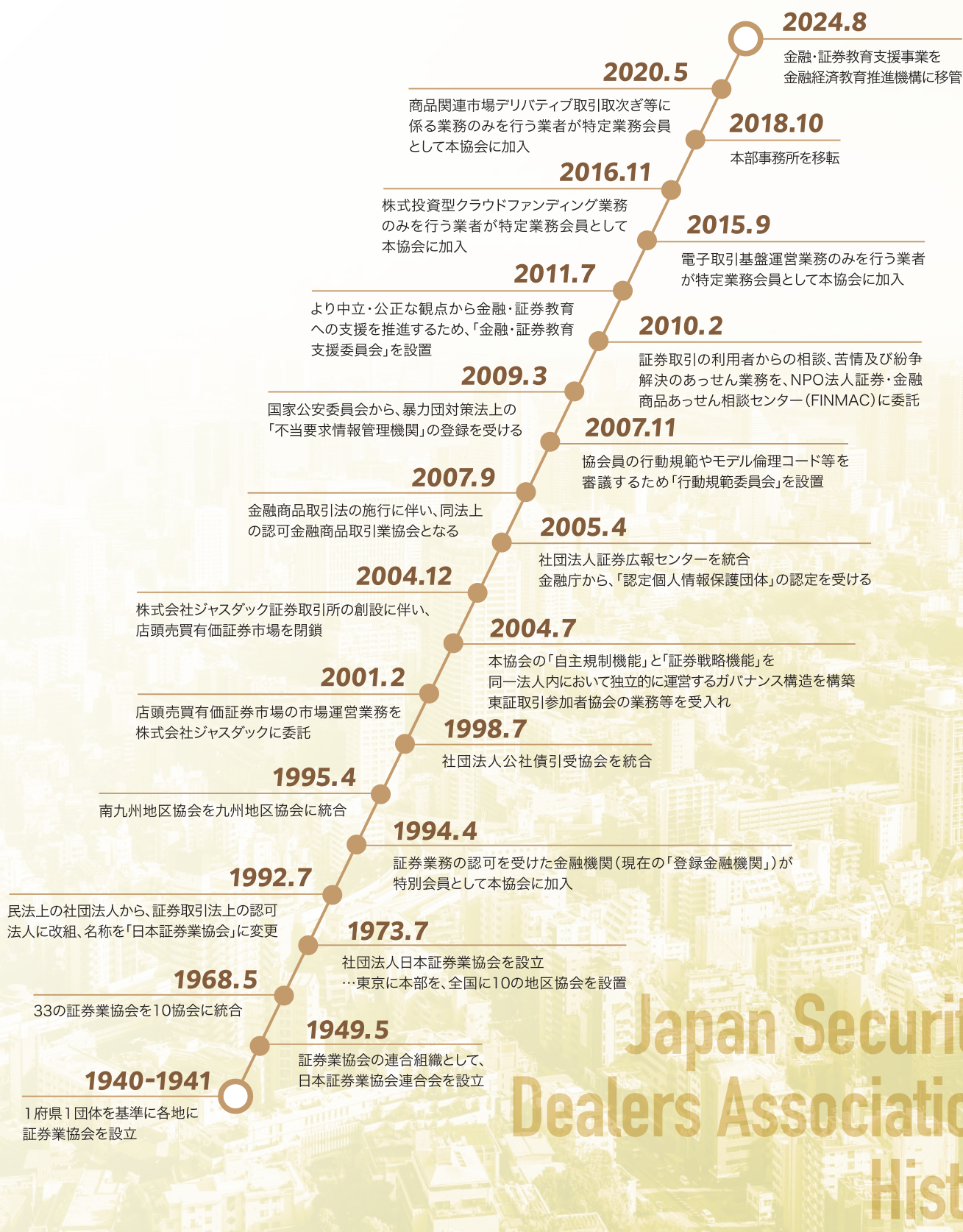
このような情勢を踏まえ、本協会では2018年にSDGs宣言を発出して以降、証券市場が有する資金調達・供給機能を通じた社会課題の解決への貢献、証券業界における働き方改革やダイバーシティの推進、経済的に厳しい状況下にあるこども達への支援など、SDGs達成に向けた様々な取組み等を行っています。

証券業界は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



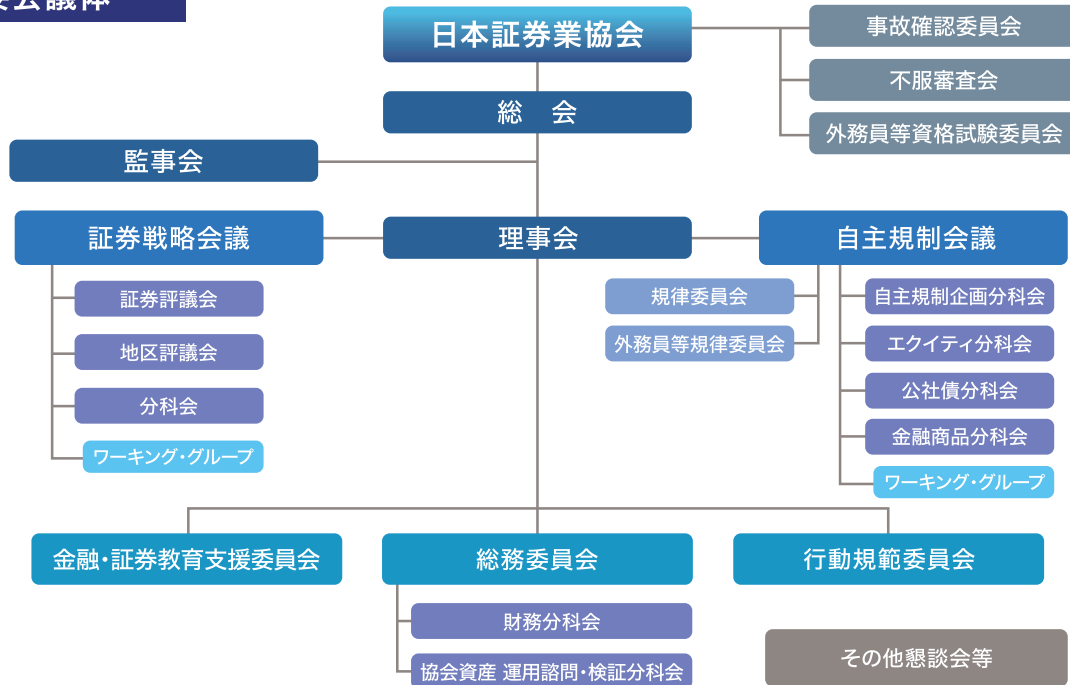
日本証券業協会の 沿革・機関

社会構造の変化を見据えた活力のある金融資本市場の実現のために日本証券業協会は歩み続けます。

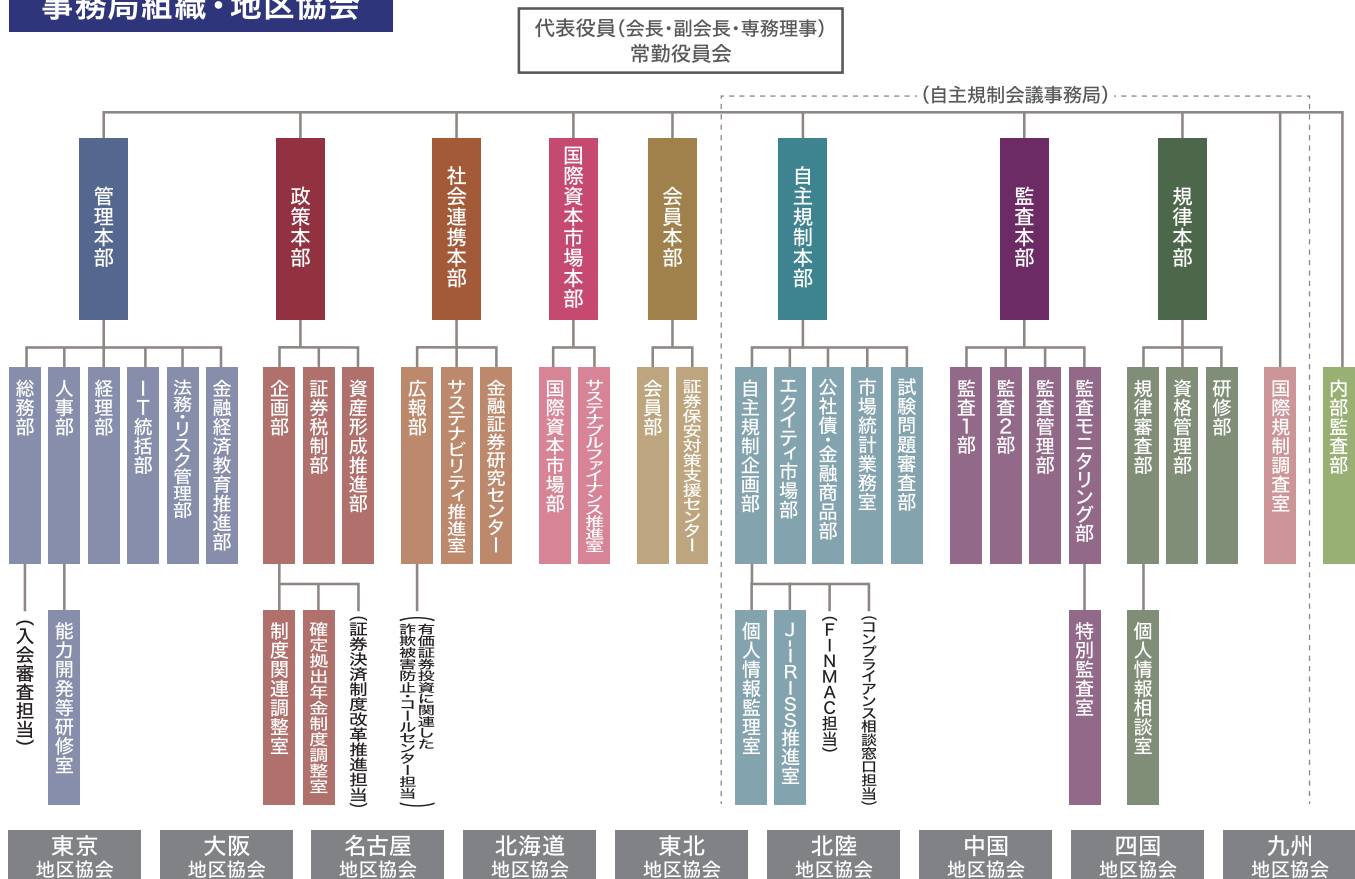




主要会議体



事務局組織・地区協会



※当分の間、金融・証券教育支援本部、普及推進部、講師派遣推進室及び金融・証券教育支援センターを存置。

2024年7月1日時点



証券業界は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

東京都中央区日本橋2-11-2

TEL.03(6665)6800

<https://www.jsda.or.jp/>

北海道地区協会	〒060-0061	札幌市中央区南1条西5-14-1
東北地区協会	〒980-0021	仙台市青葉区中央2-9-27
東京地区協会	〒103-0027	東京都中央区日本橋2-11-2
名古屋地区協会	〒460-0008	名古屋市中区栄3-8-20
北陸地区協会	〒920-0981	金沢市片町2-2-15
大阪地区協会	〒541-0041	大阪市中央区北浜1-5-5
中国地区協会	〒730-0014	広島市中区上幟町3-26
四国地区協会	〒760-0025	高松市古新町4-5
九州地区協会	〒810-0001	福岡市中央区天神2-14-2

 @JSDAofficial

 JSDA.PR

 JSDAmovie

 メールマガジン

